

廃棄予定簿冊に対する意見への対応

歴史的文書・・・・・・・・・・ 15件

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
1	政策調整課	H 24	調整	政府施策要望	施策要望	新政権発足に伴う緊急要望	10	歴史的文書等の定義18（陳情、請願、要望等に関する文書等）にあたり、当時の長崎県の基本的な立場を明らかにする文書であることから、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・歴史的文書等収集基準18（陳情、請願、要望等に関する文書等）として収集
2	政策調整課	H 24	調整	政府施策要望	施策要望	新政権発足に伴う緊急要望	10	歴史的文書等の定義18（陳情、請願、要望等に関する文書等）にあたり、当時の長崎県の基本的な立場を明らかにする文書であることから、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・歴史的文書等収集基準18（陳情、請願、要望等に関する文書等）として収集
3	障害福祉課	H 4				第1回健康状態調査	30	15（統計、調査及び研究に関する文書等）にあたり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり、歴史的文書へ変更いたします。 ・歴史的文書収集基準15（統計、調査及び研究に関する文書等）として収集
4	資源管理課	H 4				漁船原簿	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
5	資源管理課	H 4				漁船原簿	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
6	資源管理課	S 61				漁船原簿	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
7	資源管理課	H 1				漁船原簿	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
8	資源管理課	H 1				漁船原簿	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
9	資源管理課	H 2				漁船原簿	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
10	資源管理課	H 3				漁船原簿	30	簿冊名では内容が不透明ではあるが、30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準19（許認可、免許、承認等に関する文書等）として収集
11	漁港漁場課	S 47	漁港文書	文書	文書	新長崎漁港 審議会	30	収集基準にいう（17）審議会等に関する文書であれば、保存すべき。30年保存の文書であり、今日の長崎県地方港湾審議会につながる機関であればより保存すべき。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書に変更します。 ・歴史的文書等収集基準17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）として収集
12	都市政策課	H 24				S 6 2 長崎市都市再開発基本構想 長崎市 S 63.3	10	H元 長崎地区地域創生総合都市開発事業も含め、都市計画課の長崎市や佐世保など県内地区に関する簿冊資料については、時間をかけて保存か廃棄を検討すべきであり、都市計画に関する資料として、延長もしくは歴史的な文書等として保存したほうがよいと考える。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的な文書へ変更いたします。 ・本簿冊は、現在の長崎市中心市街地のまちづくりの基になる構想であることから、歴史的な文書等収集基準27（全各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）として収集

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
13	都市政策課	H 24				H元 長崎地区地域創生総合都市開発事業 総合都市開発計画策定調査 報告書+概要版 長崎市 H2.3	10	H元 長崎地区地域創生総合都市開発事業も含め、都市計画課の長崎市や佐世保など県内地区に関する簿冊資料については、時間をかけて保存か廃棄を検討すべきであり、都市計画に関する資料として、延長もしくは歴史的文書等として保存したほうがよいと考える。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・本簿冊は、現在の長崎市中心市街地のまちづくりの基になる報告書であることから、歴史的文書等収集基準27（全各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）として収集
14	都市政策課	H 24				S 5 7 長崎防災都市構想策定調査 報告書 県土木 S58.3	10	収集基準（11）災害に関する文書等に関連した防災に関する文書として保存したほうがよい。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・本簿冊は、長崎大水害等の災害に対してどのような都市づくりを行うべきか検討した報告書であるため、歴史的文書等収集基準11（災害に関する文書等）として収集
15	都市政策課	H 24				S 5 8 長崎防災都市構想策定委員会 報告書 県 S59.3	10	収集基準（11）災害に関する文書等に関連した防災に関する文書として保存したほうがよい。	歴史的文書	ご意見のとおり歴史的文書へ変更いたします。 ・本簿冊は、長崎大水害等の災害に対してどのような都市づくりを行うべきか検討した報告書であるため、歴史的文書等収集基準11（災害に関する文書等）として収集

廃棄予定簿冊に対する意見への対応

延長・・・・・・・・・・ 27件

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
1	危機管理課	H 4	雲仙岳	防災関係機関	防災関係機関	島原地区防災検討委員会	30	歴史的文書等の定義11（災害に関する文書等）にあたり、保存すべき。	延長	再確認の結果、避難計画の作成・検討時に必要な資料と判断しましたので、保存期間を30年延長します。
2	学事振興課	H 4	学事（私学）	総務	長崎県私立学校審議会関係	長崎県私立学校審議会	30	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
3	生活衛生課	H 4	カネミ等関係	協議会等	協議会等	油症対策協議会（S61～H4）	30	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。カネミ油症は本県の食の安全の根本を揺るがした重大事件であり、特に歴史的価値が高いと思われる。	延長	当該文書は、診定等に係る長崎県油症対策協議会への諮問・答申等を編纂しているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないものの、再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
4	生活衛生課	S 62	カネミ等関係	委託契約関係	委託契約関係	油症委託契約関係（S62～）	30	歴史的文書等の定義27（前各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）にあたり、保存すべき。カネミ油症は本県の食の安全の根本を揺るがした重大事件であり、特に歴史的価値が高いと思われる。	延長	当該文書は、長崎油症研究班への油症研究委託に係る文書を編纂しているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないものの、再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
5	生活衛生課	H 4	カネミ等関係	一般特別対策	一般特別対策	要望書等（H2～H4）	30	歴史的文書等の定義18（陳情、請願、要望等に関する文書等）にあたり、保存すべき。カネミ油症は本県の食の安全の根本を揺るがした重大事件であり、特に歴史的価値が高いと思われる。	延長	当該文書は、油症治療費の支払い等に係る文書を編纂しているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないものの、再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
6	生活衛生課	H 4	カネミ等関係	一般特別対策	一般特別対策	一般文書（H4）	30	歴史的文書等の定義27（前各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）にあたり、保存すべき。カネミ油症は本県の食の安全の根本を揺るがした重大事件であり、特に歴史的価値が高いと思われる。	延長	当該文書は、油症検診に係る事務的な文書や諮問・答申等に係る文書を編纂しているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないものの、再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
7	福祉保健課	H 24	地域福祉	一般文書	県社協	県社協関係	10	県社協関係という簿冊名では内容が不透明であり、社協での情報公開、資料の保存・公開がなされない質の資料であれば、行政文書として積極的に保存していくほうがよいと考える。	延長	本文書には、社協に関する様々な文書が含まれているが、財産処分等に関する資料も含まれているため、当面保存することが適当と判断し、保存期間を5年間延長します。
8	福祉保健課	H 24	地域福祉	一般文書	更生保護	更生保護法人	10	簿冊名では内容が不透明なため、残し、第三者による内容の点検を受けて廃棄するかどうか決めるべき資料として、保存にまわすほうがよいと考える。	延長	再確認の結果、今後の更生保護の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
9	福祉保健課	H 24	地域福祉	補助事業	地域生活定着支援センター	地域生活定着支援センター	10	おそらく平成21年度から開始された事業に関する文書だと推測するが、おそらく24年ころから事業が変化したように聞いた記憶がある。第三者の点検を受けてから、廃棄するか保存にまわすか判断したほうがよいと考える。当面、「延長」でもよいのではないかと。	延長	本事業については事業の変遷があり、精査、点検の上廃棄するか保存にまわすか判断したほうがよいと考えられるため、保存期間を5年間延長します。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
10	福祉保健課	H 24	福祉のまちづくり	一般文書	長崎県福祉のまちづくり条例に係る業務状況報告書	長崎県福祉のまちづくり条例に係る業務状況報告書	10	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられるため。また、条例に係わる文書であると思われるため	延長	再確認の結果、今後の福祉のまちづくりの参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
11	福祉保健課	H 24	保護	投電・陳述書	当電・投書	知事への提言・県政相談等	10	歴史的文書等の定義(2)県民の権利及び義務に関する文書の関連で、県民からの提言であり、保存していくほうがよいのではないかと。	延長	再確認の結果、今後の生活保護行政の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
12	福祉保健課	H 29	福祉のまちづくり	一般文書	長崎県福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくり関係	5	歴史的文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられるため。また、条例に係わる文書であると思われるため	延長	再確認の結果、今後の福祉のまちづくりの参考となる資料と判断しましたので、保存期間を5年延長します。
13	福祉保健課	H 29	災害	災害一般	災害一般	災害(県関係)NO1	5	災害(各種照会)の1および2(民間物流拠点)も含めて、収集基準の(11)災害に関する文書等に相当する文書であると思われるため。簿冊名称では判断が困難であり、第三者の点検をへてから保存する方がよい。	延長	本文書は、災害にかかる様々な内容の文書が混在しており、内容を精査するため、保存期間を5年間延長します。
14	福祉保健課	H 29	災害	災害一般	災害一般	災害(県関係)NO2	5	災害(各種照会)の1および2(民間物流拠点)も含めて、収集基準の(11)災害に関する文書等に相当する文書であると思われるため。簿冊名称では判断が困難であり、第三者の点検をへてから保存する方がよい。	延長	本文書は、災害にかかる様々な内容の文書が混在しており、内容を精査するため、保存期間を5年間延長します。
15	福祉保健課	H 29	災害	災害一般	災害一般	災害(県関係)NO3	5	災害(各種照会)の1および2(民間物流拠点)も含めて、収集基準の(11)災害に関する文書等に相当する文書であると思われるため。簿冊名称では判断が困難であり、第三者の点検をへてから保存する方がよい。	延長	本文書は、災害にかかる様々な内容の文書が混在しており、内容を精査するため、保存期間を5年間延長します。
16	原爆被爆者援護課	H 4				在ナミ被爆者巡回医師団派遣事業(第5回)	30	歴史的文書等の定義26(原爆被爆者等に関する文書等)にあたり、保存すべき。	延長	再確認の結果、今後の事業の参考となる資料と判断しましたので、保存期間を10年延長します。
17	産業政策課	H 4				LPG国家備蓄基地	30	国のエネルギー政策にかかわる文書は保存しておくべき	延長	本文書は福島国家石油ガス備蓄基地の建設計画に係る文書であり、再確認の結果、今後も使用する必要があり長期保存が必要と考えられることから保存期間を10年延長します。
18	漁政課	H 4				原子力船「むつ」関係	30	歴史的文書等の定義(1)にある、政策判断に関わる内容を含んだ簿冊である可能性があること、特に長く議論の対象となった問題に関わる資料であり、保存すべき。10年保存や30年保存になっていた経緯があるため。	延長	当該文書は、基金に関連する文書等であり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
19	漁政課	H 4				原子力船「むつ」関係	30	歴史的文書等の定義(1)にある、政策判断に関わる内容を含んだ簿冊である可能性があること、特に長く議論の対象となった問題に関わる資料であり、保存すべき。10年保存や30年保存になっていた経緯があるため。	延長	当該文書は、基金に関連する文書等であり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
20	漁政課	H 4				原子力船「むつ」関係(会検)	30	歴史的文書等の定義(1)にある、政策判断に関わる内容を含んだ簿冊である可能性があること、特に長く議論の対象となった問題に関わる資料であり、保存すべき。10年保存や30年保存になっていた経緯があるため。	延長	当該文書は、基金に関連する文書等であり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
21	漁政課	S 57				原子力船「むつ」関係	30	歴史的文書等の定義(1)にある、政策判断に関わる内容を含んだ簿冊である可能性があること、特に長く議論の対象となった問題に関わる資料であり、保存すべき。10年保存や30年保存になっていた経緯があるため。	延長	当該文書は、基金に関連する文書等であり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
22	資源管理課 (海洋漁業課)	H 4				まき網漁業許可認可	30	30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	延長	再検討の結果、資料として今後も使用する可能性があることから、保存期間を5年延長します。
23	資源管理課 (海洋漁業課)	H 4				かじき等流し網漁業試験操業申請綴 平成4年度	30	30年保存の簿冊であり、今後30年後には基本資料となる可能性があり、保存すべき。	延長	再検討の結果、資料として今後も使用する可能性があることから、保存期間を5年延長します。
24	港湾課	H 4	一般財務	予算	起債関係	アーバン全体計画	30	30年保存文書であること、また収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であるとも考えられる。起債関係であることから、(10)起債、補助金及び貸付金に関する文書等でもある。	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
25	港湾課	H 4	一般財務	予算	起債関係	アーバン全体計画関係 1	30	30年保存文書であること、また収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であるとも考えられる。起債関係であることから、(10)起債、補助金及び貸付金に関する文書等でもある。	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
26	港湾課	H 4	一般財務	予算	起債関係	アーバン全体計画関係 2	30	30年保存文書であること、また収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であるとも考えられる。起債関係であることから、(10)起債、補助金及び貸付金に関する文書等でもある。	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。
27	港湾課	H 4	一般財務	予算	起債関係	アーバン全体計画関係 3	30	30年保存文書であること、また収集基準(14)公共施設等の整備に関する資料であるとも考えられる。起債関係であることから、(10)起債、補助金及び貸付金に関する文書等でもある。	延長	再確認の結果、資料として今後も使用する可能性があり、長期保存が必要と考えられることから、保存期間を30年延長します。

廃棄予定簿冊に対する意見への対応

廃棄・・・・・・・・・・165件

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
1	総務文書課	H 24	文書	歴史的文書	新図書館	全国の公文書館調査	10	文書管理に関する長崎県の政策決定過程の一部を示すものとして、重要文書だと思われるため。	廃棄	他県公文書館の状況を把握するため、平成24年度当時公文書館等を有する都道府県に照会を行った依頼文書及びとりまとめ結果であり、政策決定の一部を示すものではないため保存期間は10年としており、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
2	総務文書課	H 24	文書	歴史的文書	新図書館	公文書館等調査（図書館・歴博）	10	文書管理に関する長崎県の政策決定過程の一部を示すものとして、重要文書だと思われるため。	廃棄	県立長崎図書館及び長崎歴史文化博物館における歴史的文書の取扱い状況等を把握するための調査依頼文書及び調査結果であり、政策決定の一部を示すものではないため保存期間は10年としており、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
3	総務文書課	H 24	文書	歴史的文書	新図書館	公文書館等調査（佐賀県）	10	文書管理に関する長崎県の政策決定過程の一部を示すものとして、重要文書だと思われるため。	廃棄	他県公文書館の状況を把握するため、佐賀県公文書館を視察した際の資料であり、政策決定の一部を示すものではないため保存期間は10年としており、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
4	総務文書課	H 24	文書	歴史的文書	新図書館	公文書館等調査（広島県）	10	文書管理に関する長崎県の政策決定過程の一部を示すものとして、重要文書だと思われるため。	廃棄	他県公文書館の状況を把握するため、広島県立文書館を視察した際の資料であり、政策決定の一部を示すものではないため保存期間は10年としており、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
5	総務文書課	H 24	文書	歴史的文書	新図書館	公文書館等調査（広島県）	10	文書管理に関する長崎県の政策決定過程の一部を示すものとして、重要文書だと思われるため。	廃棄	他県公文書館の状況を把握するため、広島県立文書館を視察した際の資料であり、政策決定の一部を示すものではないため保存期間は10年としており、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
6	総務文書課	H 24	文書	歴史的文書	新図書館	公文書館等調査（奈良県）	10	文書管理に関する長崎県の政策決定過程の一部を示すものとして、重要文書だと思われるため。	廃棄	他県公文書館の状況を把握するため、奈良県立図書館を視察した際の資料であり、政策決定の一部を示すものではないため保存期間は10年としており、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
7	新行政推進室	H 4				S62～H4 所属別問題点等（原本）	30	歴史的文書等の定義6（地方自治制度に関する文書等）にあたり、保存すべき。	廃棄	「S62～H4 所属別問題点等（原本）」は、本県の同時期における組織・人員配置の検討のための内部の基礎資料であり、過去の検討経過を確認するため、長崎県文書取扱規程第51条第17号に規定する「その他長期保存を必要と認める文書」に該当するものと整理し、30年間保存した文書です。あくまで内部の検討資料であり、地方自治制度に関する文書等、県行政組織の新設・改廃等に関する文書等には相当せず、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため、廃棄としています。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応
8	管財課（県庁舎建設課）	H 4				建設位置（ ）追加	30	廃棄	本文書は県庁舎の建設候補地の検討段階の資料であり、歴史的な文書には該当しないため、保存期間満了で廃棄としております。
9	管財課（県庁舎建設課）	H 4				建設位置 1（10箇所）	30	廃棄	本文書は県庁舎の建設候補地の検討段階の資料であり、歴史的な文書には該当しないため、保存期間満了で廃棄としております。
10	地域づくり推進課	H 24	離島振興	協議会		離島振興対策協議会 No 1	10	廃棄	離島振興対策協議会は、離島市町により構成される団体であり、本県附属機関の設置に関する条例に基づくものでないこと、また文書の内容が、同会の総会資料等であることから、歴史的な文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に該当しないため、廃棄とします。
11	地域づくり推進課	H 29	地域振興	人口減少	地域再生	離島・半島・過疎PT 第1回会議	5	廃棄	歴史的な文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に当たり、保存すべき。離島問題は本県が特に重視する事項であり、歴史的価値を有する文書と思われる。
12	地域づくり推進課	H 29	地域振興	人口減少	地域再生	離島・半島・過疎PT 第2回会議	5	廃棄	歴史的な文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に当たり、保存すべき。離島問題は本県が特に重視する事項であり、歴史的価値を有する文書と思われる。
13	地域づくり推進課	H 29	地域振興	人口減少	地域再生	離島・半島・過疎PT 第3回会議	5	廃棄	歴史的な文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に当たり、保存すべき。離島問題は本県が特に重視する事項であり、歴史的価値を有する文書と思われる。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
14	地域づくり推進課	H 29	地域振興	人口減少	地域再生	離島・半島・過疎PT 関連事業調査	5	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。離島問題は本県が特に重視する事項であり、歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	離島・半島・過疎PTは、地域振興や特に人口減少対策等を強力に推進することを目的に、関連する取組を全庁的に検討するために設置されたものであるが、本県付属機関の設置に関する条例に基づくものではないこと、また、文書の内容が、検討内容等であり、取組内容が後継の施策に継承済みことなどから、歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に該当しないため、廃棄とします。
15	地域づくり推進課	H 29	地域振興	人口減少	地域再生	離島・半島・過疎PT 関係課長会議	5	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。離島問題は本県が特に重視する事項であり、歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	離島・半島・過疎PTは、地域振興や特に人口減少対策等を強力に推進することを目的に、関連する取組を全庁的に検討するために設置されたものであるが、本県付属機関の設置に関する条例に基づくものではないこと、また、文書の内容が、検討内容等であり、取組内容が後継の施策に継承済みことなどから、歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に該当しないため、廃棄とします。
16	地域づくり推進課	H 29	地域振興	人口減少	地域再生	離島・半島・過疎PT 課内協議	5	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。離島問題は本県が特に重視する事項であり、歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	離島・半島・過疎PTは、地域振興や特に人口減少対策等を強力に推進することを目的に、関連する取組を全庁的に検討するために設置されたものであるが、本県付属機関の設置に関する条例に基づくものではないこと、また、文書の内容が、検討内容等であり、取組内容が後継の施策に継承済みことなどから、歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に該当しないため、廃棄とします。
17	地域づくり推進課	H 29	地域振興	人口減少	地域再生	離島・半島・過疎PT 予算要求状況調査	5	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。離島問題は本県が特に重視する事項であり、歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	離島・半島・過疎PTは、地域振興や特に人口減少対策等を強力に推進することを目的に、関連する取組を全庁的に検討するために設置されたものであるが、本県付属機関の設置に関する条例に基づくものではないこと、また、文書の内容が、検討内容等であり、取組内容が後継の施策に継承済みことなどから、歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）に該当しないため、廃棄とします。
18	県庁舎跡地活用推進室	H 24	関連計画・事業	関連計画・事業	関連計画・事業	長崎MICEセンター打合せ綴	10	歴史的文書等の定義14（公共施設等の整備及び各種施策等の実施に関する文書等）にあたり、保存すべき。	廃棄	当該文書は、MICEセンターに係る事務手続き関係等の資料を綴った文書であり、「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないため廃棄としています。
19	県民生活環境課（環境政策課）	H 24				再生可能エネルギー推進対特別委員会	10	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。	廃棄	本文書は、県議会における再生可能エネルギー推進対策特別委員会の配布資料等を綴った文書であり、歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にはあたりません。また、県議会に関する文書については「歴史的文書等収集基準」に基づき、主務課で保存されるものであることから、主務課ではない県民生活環境課では保存期間満了で廃棄としています。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断			
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由	
20	県民生活環境課（環境政策課）	H	24			再生可能エネルギー推進対特別委員会（第2回・第3回）	10	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。	廃棄	本文書は、県議会における再生可能エネルギー推進対策特別委員会の配布資料等を綴った文書であり、歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にはあたりません。また、県議会に関する文書については「歴史的文書等収集基準」に基づき、主務課で保存されるものであることから、主務課ではない県民生活環境課では保存期間満了で廃棄としています。	
21	県民生活環境課（環境政策課）	H	24			再生可能エネルギー推進対特別委員会（第4回、第5回）	10	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。	廃棄	本文書は、県議会における再生可能エネルギー推進対策特別委員会の配布資料等を綴った文書であり、歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にはあたりません。また、県議会に関する文書については「歴史的文書等収集基準」に基づき、主務課で保存されるものであることから、主務課ではない県民生活環境課では保存期間満了で廃棄としています。	
22	生活衛生課	H	24	食品衛生検査及び回議	その他	その他	九州知事会要望に関する回答	10	歴史的文書等の定義18（陳情、請願、要望に関する文書等）にあたり、保存すべき。	廃棄	毎年開催される九州知事会での生活衛生課からの回答内容であり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないため廃棄としています。
23	生活衛生課	H	4	カネミ等関係	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金（H元～H4）	30	歴史的文書等の定義10（起債、補助金及び貸付金に関する文書等）にあたり、保存すべき。カネミ油症は本県の食の安全の根本を揺るがした重大事件であり、特に歴史的価値が高いと思われる。	廃棄	当該文書は、油症検診等の国庫補助に係る事務的な文書を編集しているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないため保存期間満了後廃棄としています。
24	生活衛生課	H	4	カネミ等関係	会議	会議	全国班会議(H4)	30	歴史的文書等の定義17（審議会等の附属機関等及び主要会議等の審議経過及び結果に関する文書等）にあたり、保存すべき。カネミ油症は本県の食の安全の根本を揺るがした重大事件であり、特に歴史的価値が高いと思われる。	廃棄	当該文書は、全国班会議出席に係る会議資料及び復命書等の文書を編集しているものであり「歴史的文書等収集基準」に照らし、歴史的文書等に該当しないため保存期間満了後廃棄としています。
25	地域環境課	H	4	公害規制・指導	騒音・振動		松浦市騒音事案	30	歴史的文書等の定義27（前各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）にあたり、保存すべき。県民の生活環境保全に関する歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	本文書は、解決済みの一般的な騒音相談対応に関するものであり、「歴史的文書等収集基準」の歴史的文化的価値を有する文書に該当しないため廃棄としています。
26	地域環境課	H	4	公害規制・指導	騒音・振動	調査・照明	斜坑周辺騒音・振動調査	30	歴史的文書等の定義27（前各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）にあたり、保存すべき。県民の生活環境保全に関する歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	本文書は、解決済みの一般的な騒音相談対応に関するものであり、「歴史的文書等収集基準」の歴史的文化的価値を有する文書に該当しないため廃棄としています。
27	自然環境課	H	4				温泉関係綴（重要）	30	歴史的文書等の定義27（前各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）にあたり、保存すべき。県民の生活環境保全に関する歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	当該文書は、温泉法に係る報告や照会、会議の案内や復命等であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
28	自然環境課	H	4				西海国立公園事業	30	歴史的文書等の定義27（前各号に掲げるもののほか、歴史的文化的価値があると認められるもの）にあたり、保存すべき。県民の生活環境保全に関する歴史的価値を有する文書と思われる。	廃棄	当該文書は、環境省が権限を持つ国立公園における許可にかかもの（県は受付進達機関）であり、「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
29	福祉保健課	H 24	企画	地域福祉基金	地域福祉基金	長崎県地域福祉基金	10	「長崎県地域福祉基金」という簿冊名では内容が不透明なため、基金の使途に係わる資料であれば、社協での情報公開、提供先に関する資料の保存・公開がなされない想定されるのであれば、行政文書として積極的に保存していくほうがよいと考える。	廃棄	本簿冊には、長崎県地域福祉基金の受入・払出等の当年度の支出証拠書類や基金運用に関する事務手続き等の書類を綴じています。「長崎県文書取扱規程」に基づき10年保存としており、保存期間満了のため廃棄しても問題なしと判断しています。
30	福祉保健課	H 29	企画	一般文書	一般文書	地方分権改革提案	5	簿冊名称からは、歴史的な文書等の定義(1)政策の実施及び実績に係わる資料とも想像できるが不明である。大分類「企画」とされており、他の簿冊も含め、保存とした方がよいと判断できる。	廃棄	本文書は、文書名関連の一般的な照会文書等であり、「長崎県文書取扱規程」に基づき、5年保存としています。政策の実施等に係る資料ではなく、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため、廃棄しても問題なしと判断しています。
31	福祉保健課	H 29	企画	一般文書	一般文書	国土強靱化	5	簿冊名称からは、歴史的な文書等の定義(1)政策の実施及び実績に係わる資料とも想像できるが不明である。大分類「企画」とされており、他の簿冊も含め、保存とした方がよいと判断できる。	廃棄	本文書は、文書名関連の一般的な照会文書等であり、「長崎県文書取扱規程」に基づき、5年保存としています。政策の実施等に係る資料ではなく、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため、廃棄しても問題なしと判断しています。
32	福祉保健課	H 29	保護	一般文書	政策評価	政策評価(H24～H26)	5	歴史的な文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられるため。	廃棄	県の政策評価に関する書類は所管の財政課で保管しており、当課としては「長崎県文書取扱規程」の保存基準に従った保存期間は経過したため廃棄しても問題なしと判断しております。
33	福祉保健課	H 29	保護	一般文書	政策評価	政策評価(H24～H27)	5	歴史的な文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられるため。	廃棄	県の政策評価に関する書類は所管の財政課で保管しており、当課としては「長崎県文書取扱規程」の保存基準に従った保存期間は経過したため廃棄しても問題なしと判断しております。
34	福祉保健課	H 29	保護	一般文書	政策評価	政策評価(H24～H28)	5	歴史的な文書等の定義(1)の県の政策の実施及び実績に係わる資料であると考えられるため。	廃棄	県の政策評価に関する書類は所管の財政課で保管しており、当課としては「長崎県文書取扱規程」の保存基準に従った保存期間は経過したため廃棄しても問題なしと判断しております。
35	国保・健康増進課	H 24	栄養	栄養	栄養	長崎県健康栄養調査報告書	10	歴史的な文書等の定義15(統計、調査及び研究に関する文書等)にあたり、保存すべき。	廃棄	本文書は平成23年度長崎県健康栄養調査報告書の記録であり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため、廃棄としています。
36	原爆被爆者援護課	H 24	在外被爆者支援事業	渡日治療支援	渡日治療支援	渡日治療関係資料(韓国)	10	歴史的な文書等の定義26(原爆被爆者等に関する文書等)にあたり、保存すべき。	廃棄	当該文書は、在外被爆者が日本で治療を受けるための文書であり、渡日治療申請書等は歴史的な文書等の収集基準には該当しないため、廃棄としています。
37	産業政策課	H 24	産業政策	物流対策	長崎港長期構想検討委員会	長崎港長期構想検討委員会	10	長崎港に関する文書は重要	廃棄	本文書は会議の参加者に配布された資料であり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
38	産業政策課	H 24	基金事業	ふるさと	ふるさと	震災(長崎市)西日本地区観光客受入推進事業(長崎市西日本地区観光客受入推進事業)	10	観光政策に関する文書は重要	廃棄	本文書は観光事業における、臨時雇用職員の採用に関する文書であり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
39	産業政策課	H 29	総務	庶務	総務文書課照会・通知	文書管理関係	5	文書管理に関する文書は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業政策課内の事務手続き等の記録であり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
40	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H30年3月 委員長、分科会長報告	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
41	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 雑（通知・照会・その他）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
42	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 付議・計画案件	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
43	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 横長表	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
44	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 予想質問項目	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
45	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 知事説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
46	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 部長説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
47	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 検討項目	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
48	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 補足説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
49	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 政策等決定過程	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
50	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	H 3 0 年 3 月 三部代表挨拶	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
51	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成 2 9 年 1 1 月 委員会・分科会長報告	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
52	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成 2 9 年 1 1 月 一般質問	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
53	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成 2 9 年 1 1 月 事務事業評価等 1 1 月公募案	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
54	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成 2 9 年 1 1 月 検討項目	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
55	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成 2 9 年 1 1 月 雑（通知・照会・その他）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
56	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 政策等決定過程	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
57	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 知事説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
58	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 知事閉会挨拶	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
59	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 付議・計画案件	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
60	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 部長説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
61	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 補足説明資料	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
62	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 横長表	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
63	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年11月 予想質問項目	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
64	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 委員会・分科会長報告	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
65	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 一般質問	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
66	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 検討項目	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
67	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 雑（通知・照会・その他）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
68	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 政策等決定過程	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
69	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成30年6月 知事説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
70	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 知事閉会挨拶	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
71	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 部長説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
72	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 補足説明資料	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
73	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 横長表	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
74	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年6月 予想質問項目	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
75	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 委員会・分科会長報告	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
76	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 出資法人経営状況説明書	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
77	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 一般質問	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
78	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 政策等決定過程	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
79	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 知事説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
80	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 部長説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
81	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 補足説明資料	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
82	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 横長表	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
83	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 予想質問項目	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
84	産業政策課	H 29	総務	県議会	定例県議会	平成29年9月 審査結果概要	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
85	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	H29.7.31～8.3 農水経済委員会 現地視察	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
86	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	H29.5月 農水経済委員会 現地視察	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
87	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	H29.5.25 農水経済委員会 政府施策要望	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
88	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	農水経済委員会懇親会	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
89	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成29年11月 農水経済委員会	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
90	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成29年6月 農水経済委員会	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
91	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成29年6月定例 分科会・委員会会議録	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
92	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成29年9月定例 分科会・委員会会議録	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
93	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成29年9月定例 分科会・委員会資料	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
94	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成30年2月定例 農水経済委員会分科会	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
95	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成30年2月定例 農水経済委員会分科会 会議録	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
96	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成30年3月定例 農水経済委員会概要説明	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
97	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成29年11月定例 分科会委員会会議録	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
98	産業政策課	H 29	総務	県議会	農水経済委員会	平成29年11月定例 分科会委員会資料	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
99	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	離島・半島地域振興特別委員会（第2回）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
100	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	人口減少・経済雇用対策特別委員会（県内視察）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
101	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	人口減少・経済雇用対策特別委員会（第1回）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
102	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	人口減少・経済雇用対策特別委員会（第2回）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
103	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	人口減少・経済雇用対策特別委員会（第3回）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
104	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	人口減少・経済雇用対策特別委員会（第4回）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
105	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	離島・半島地域振興特別委員会（第6回）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
106	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	人口減少・経済雇用対策特別委員会意見書等	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
107	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	離島・半島地域振興特別委員会意見書等	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
108	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	離島・半島地域振興特別委員会（県外視察）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
109	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	離島・半島地域振興特別委員会（県内視察）	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
110	産業政策課	H 29	総務	県議会	議員提供資料	議員提供資料 産業政策課	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
111	産業政策課	H 29	総務	県議会	議員提供資料	議員提供資料 雇用労働政策課	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
112	産業政策課	H 29	総務	県議会	議員提供資料	議員提供資料 海洋・環境産業創造課	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
113	産業政策課	H 29	総務	県議会	議員提供資料	議員提供資料 企業振興課	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
114	産業政策課	H 29	総務	県議会	議員提供資料	議員提供資料 食品産業・産地振興室	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
115	産業政策課	H 29	総務	県議会	議員提供資料	議員提供資料 商務金融課	5	県議会の資料は保存しておくべき	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
116	産業政策課	H 29	総務	県議会	特別委員会	第7回 観光振興特別委員会	5	観光政策に関する文書は重要	廃棄	当該文書は産業労働部内の事務手続き等の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
117	新産業創造課	H 24	EV&ITSプロジェクト	EV&ITSプロジェクト推進事業	情報	24～25 世界遺産	5	世界遺産関係資料は重要	廃棄	EV&ITSプロジェクトとは五島において、電気自動車を観光に活用するプロジェクトのため、他部局等から世界遺産候補の情報を集めて観光ルートなどを検討する資料としていました。これらのことから、副次的な資料であり、世界遺産関連で長期に保存すべき資料とは異なるため廃棄としています。
118	雇用労働政策課	H 29	労働組合	その他	建設長崎	原爆受難者慰霊祭	5	原爆関係文書は保存しておくべき	廃棄	本文書は開催通知など事務的な文書を編纂しているものであり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
119	漁政課	H 29	企画	交付金	離島漁業再生支援交付金関係	特定有人国境離島漁村支援交付金 実施計画・実績報告	5	長崎県の特徴である国境離島の産業振興に関する資料であり、計画と実績報告であり保存したほうがよい。	廃棄	一般的な事務手続きにかかる書類であり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
120	水産経営課	H 29	総務	文書	(未分類)	国境離島県計画策定	5	長崎県の特徴である国境離島の県段階での計画策定に関する資料であり保存したほうがよい。	廃棄	本文書は、当該計画の一部である当該関係部分の検討経過を保存していたにすぎず、歴史的な文書に該当するような内容ではないため、保存期間満了で廃棄としています。
121	水産加工流通課	H 24	養殖	制度事業	有明海対策	有明海特措法関係	10	特措法関係の簿冊資料であるため。歴史的な文書等の定義(1)という政策の実施過程に関する資料であると考えられ、保存すべき。	廃棄	部内情報共有のための参考資料であり、歴史的な文書等の定義(1)施策の決定過程に関する資料には該当しないため、保存期間満了で廃棄としています。
122	漁港漁場課	H 29	財務	予算	政策評価	事業評価調書	5	政策評価に分類されている簿冊資料であるため、歴史的な文書等の定義(1)という政策の実施過程、記録に関する資料であると考えられるため。	廃棄	事業群評価に関する書類は所管の財政課で保管しており、当該課としては、保存期間満了で廃棄としています。
123	漁港漁場課	H 24	計画	計画	計画	長崎港長期構想検討委員会資料	10	歴史的な文書等の定義(1)という政策に関する資料であると考えられるため。収集基準でいう(13)県の事業計画等に関する文書等の関連があると思われるため保存すべき。	廃棄	本文書は当該事業を主管する港湾課において保存していますので、保存期間満了で廃棄としています。
124	漁港漁場課	H 24	計画	計画	計画	H 2 4 ~ H 2 8 圏域総合水産基盤整備事業計画	10	歴史的な文書等の定義(1)という政策に関する資料であると考えられるため。収集基準でいう(13)県の事業計画等に関する文書等の関連があると思われるため保存すべき。	廃棄	本文書は圏域総合水産基盤整備の事業計画に関する書類であり、歴史的な文書等収集基準の定義には該当しないため、長崎県文書取扱規程に基づき保存期間満了後廃棄としています。
125	漁港漁場課	H 24	漁場	その他	その他	長崎県離島振興計画	10	長崎県の特徴である離島振興に関する県の計画に関する資料であり、10年間の計画であれば、以前の計画に関する資料として保存したほうがよい。	廃棄	離島振興計画に関する書類は所管の地域づくり推進課で保管しており、当該課としては、保存期間満了で廃棄としています。
126	漁港漁場課	H 24	漁港文書	文書	文書	長崎港長期構想検討委員会(H 2 4)	10	歴史的な文書等の定義(1)という政策に関する資料であると考えられるため。収集基準でいう(13)県の事業計画等に関する文書等の関連があると思われるため保存すべき。	廃棄	本文書は当該事業を主管する港湾課において保存していますので、保存期間満了で廃棄としています。
127	漁港漁場課	H 24	漁場環境	有明海対策	有明・八代海域環境検討委員会	有明・八代海域環境検討委員会	10	国土交通省の委員会に対応する県段階の資料であれば、保存すべき。収集基準でいう(21)に関する文書等の関連があると思われるため	廃棄	当文書は国土交通省の委員会に対応する県段階の資料ではなく、当該委員会では有明海の環境特性について研究するものです。そのため収集基準(21)には該当しないため、保存期間満了後廃棄としております。
128	漁港漁場課	H 24	漁場環境	有明海対策	有明海特産魚介類生態環境調査	有明海特産魚介類生態環境調査(九州農政局委託)	10	収集基準でいう(21)に関する文書等の関連があると思われるため	廃棄	当文書は有明海で実施する業務の事務実施文書の綴りであり、訴訟に係わる内容を含んでおりません。そのため収集基準(21)には該当しないため、保存期間満了後廃棄としております。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
129	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	H 3 0 当初シーリング集計表(最終)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。年度(平成29年)が、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっている。この土木部の資料が予算関係資料として財政課で保存されているかどうかの確認をふまえて、保存か廃棄が確定するほうがよいとも考える。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
130	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(都市計画課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
131	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(道路維持課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
132	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(河川課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
133	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(砂防課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
134	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(道路建設課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
135	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(港湾課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
136	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(建築課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
137	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料(予算関係)	2月補正予算要求書(住宅課)	5	歴史的文書等の収集基準の9(予算関連)にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。土木部のこの補正予算関係資料の財政課での保存状況の確認が必要である。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
138	監理課	H 29	財務	決算監査	局員・委員監査	H 2 8 年度委員監査 部長説明	5	歴史的文書等の収集基準の20(監査)に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、行政機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	本文書は部内の事務手続き等の記録であり、県の監査に関する書類は所管の監査課で保管しており、当課では保存期間満了で廃棄としています。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
139	監理課	H 29	財務	決算監査	局員・委員 監査	H 2 8 年度委員監査資料	5	歴史的文書等の収集基準の20（監査）に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、行政機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	県の監査に関する書類は所管の監査課で保管しており、当課では保存期間満了で廃棄としています。
140	監理課	H 29	財務	決算監査	局員・委員 監査	H 2 8 年度委員監査 結果報告書（本庁）	5	歴史的文書等の収集基準の20（監査）に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、行政機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	本文書は、部内での情報共有を目的とした監査時の質疑応答の概要を記録した結果報告であり、歴史的文書等収集基準に該当しないため、保存期間満了で廃棄としています。
141	監理課	H 29	財務	決算監査	局員・委員 監査	H 2 8 年度委員監査 結果報告書（地方機関）	5	歴史的文書等の収集基準の20（監査）に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、行政機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	本文書は、部内での情報共有を目的に、地方機関から提出された結果報告であり、歴史的文書等収集基準に該当しないため、保存期間満了で廃棄としています。
142	監理課	H 29	財務	決算監査	局員・委員 監査	H 2 8 年度監査措置状況（前期）	5	歴史的文書等の収集基準の20（監査）に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、行政機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	本文書は監査事務局からの照会に基づいた総務文書課からの照会に対する回答を綴ったものであり、県の監査に関する書類は所管の監査課で保管しており、当課では保存期間満了で廃棄としています。
143	監理課	H 29	財務	決算監査	局員・委員 監査	H 2 8 年度監査措置状況（後期）	5	歴史的文書等の収集基準の20（監査）に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、行政機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	本文書は監査事務局からの照会に基づいた総務文書課からの照会に対する回答を綴ったものであり、県の監査に関する書類は所管の監査課で保管しており、当課では保存期間満了で廃棄としています。
144	監理課	H 29	財務	決算監査	局員・委員 監査	監査結果フォローアップ	5	歴史的文書等の収集基準の20（監査）に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、行政機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	本文書は監査事務局からの照会に基づいた総務文書課からの照会に対する回答を綴ったものであり、県の監査に関する書類は所管の監査課で保管しており、当課では保存期間満了で廃棄としています。
145	監理課	H 29	財務	予算	議会関係資料（予算関係）	2月補正予算要求書	5	歴史的文書等の収集基準の9（予算関連）にあたり、保存したほうがよい。上記と同様、総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。	廃棄	各課の予算要求書は所管の財政課で保管しており、当課としては、保存期間満了で廃棄としています。
146	監理課	H 4				4 春 叙勲・褒章	30	収集基準（3）に叙位、叙勲、褒章及び表彰等に関する文書等があり、歴史的な文書として保存している前例もあるため。	廃棄	平成4年の春の叙勲・褒章においては、土木部の受章者はおらず、重要な情報が記録された文書ではなく、歴史的な文書等収集基準には該当しないため、保存期間満了で廃棄としています。
147	建設企画課	H 29	企画調整	文書	長崎県公共事業評価監視委員会	H29公共事業評価監視委員会	5	公共事業評価監視委員会は県の審議会の一つに位置づけられており、収集基準の（17）審議会等の項目に照らせば、保存すべきだと考えられる。	廃棄	本文書は審議会開催に係る事務的な文書を綴ったものであり、歴史的な文書に該当するものではないため、保存期間満了後に廃棄としています。
148	建設企画課	H 29	企画調整	文書	長崎県公共事業評価監視委員会	H29公共事業評価監視委員会	5	公共事業評価監視委員会は県の審議会の一つに位置づけられており、収集基準の（17）審議会等の項目に照らせば、保存すべきだと考えられる。	廃棄	本文書は審議会開催に係る事務的な文書を綴ったものであり、歴史的な文書に該当するものではないため、保存期間満了後に廃棄としています。

番号	該当ファイル名等						意見の要旨	県の判断		
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名		保存期間	対応	理由
149	建設企画課	H 29	企画調整	文書	長崎県公共事業評価監視委員会	H29公共事業評価監視委員会	5	公共事業評価監視委員会は県の審議会の一つに位置づけられており、収集基準の(17)審議会等の項目に照らせば、保存すべきだと考えられる。	廃棄	本文書は審議会開催に係る事務的な文書を綴ったものであり、歴史的な文書に該当するものではないため、保存期間満了後に廃棄としています。
150	建設企画課	H 29	企画調整	文書	長崎県公共事業評価監視委員会	H29公共事業評価監視委員会	5	公共事業評価監視委員会は県の審議会の一つに位置づけられており、収集基準の(17)審議会等の項目に照らせば、保存すべきだと考えられる。	廃棄	本文書は審議会開催に係る事務的な文書を綴ったものであり、歴史的な文書に該当するものではないため、保存期間満了後に廃棄としています。
151	建設企画課	H 29	企画調整	文書	長崎県公共事業評価監視委員会	H29公共事業評価監視委員会	5	公共事業評価監視委員会は県の審議会の一つに位置づけられており、収集基準の(17)審議会等の項目に照らせば、保存すべきだと考えられる。	廃棄	本文書は審議会開催に係る事務的な文書を綴ったものであり、歴史的な文書に該当するものではないため、保存期間満了後に廃棄としています。
152	新幹線事業対策室	H 24	総務	予備監査	委員監査	委員監査資料(平成23年度決算審査及び定期監査)	10	歴史的な文書等の収集基準の20(監査)に関わる資料であり保存したほうがよい。知事部局外の監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、部局として保存していくべきだと考える。	廃棄	委員監査に関する書類は、所管課である監査課で保管しており、当該としては、「長崎県文書取扱規定」の保存基準に従った保存期間満了後は、廃棄としています。
153	新幹線事業対策室	H 24	事業対策	新幹線建設	資料	地権者との協議記録	10	新幹線事業は、収集基準の13にいう大型プロジェクト関係に相当すると考えられるため、関係者との協議記録などは保存しておくべきだと考える。	廃棄	「許可、認可、登録、協議、委任、委託、契約、設計等に関する文書で重要なものの保存期間」は「長崎県文書取扱規定」に基づき10年です。当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、交渉記録であり、「歴史的な文書収集基準」に該当しないため廃棄としています。
154	新幹線事業対策室	H 24	事業対策	要望	要望(各種)	H24各種要望関係	10	新幹線事業は、収集基準の13にいう大型プロジェクト関係に相当すると考えられるため、関係者との協議記録などは保存しておくべきだと考える。	廃棄	「許可、認可、登録、協議、委任、委託、契約、設計等に関する文書で重要なものの保存期間」は「長崎県文書取扱規定」に基づき10年です。当該文書は、「協議に関する文書で重要」ですが、要望書であり、「歴史的な文書収集基準」に該当しないため廃棄としています。
155	都市政策課	H 24	美しい景観形成	条例規則・計画	景観審議会	美しい景観形成審議会関係	10	簿冊名では内容は不明であり、県の審議会の一つに位置づけられていることから、収集基準の(17)審議会等の項目に照らせば、保存すべきだと考えられるため。	廃棄	「諮問、報告、復命及び調査に関する文書で重要なもの」の保存期間は、「長崎県文書取扱規定」に基づき10年です。当該文書は、平成24年度の長崎の景観資産の登録について諮問した審議会の審議経過及び結果に関する文書ですが、景観資産の登録については、歴史的な文書が定義する歴史的価値を有するものには当たらず、「歴史的な文書等収集基準」には該当しないため、廃棄としています。
156	都市政策課	H 24	美しい景観形成	景観	世界遺産	世界遺産登録関係	10	平成24年の簿冊であり、県の重要政策である世界遺産に関する資料として、保存したほうがよい。歴史的な文書等の収集基準の(13)との関連	廃棄	「諮問、報告、復命及び調査に関する文書で重要なもの」の保存期間は、「長崎県文書取扱規定」に基づき10年です。当該文書は世界遺産の所管課の文化観光物産局が主催した会議の復命であり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。

番号	該当ファイル名等							意見の要旨	県の判断	
	所属名	作成取得年度	大分類	中分類	小分類	廃棄予定文書名	保存期間		対応	理由
157	都市政策課	H 24				県へのご意見・ご提案	10	簿冊名だけではわからないが、都市計画への県民の意向をすることができる資料であれば、収集基準（18）陳情、請願、要望等に関する文書等に鑑み、保存すべき。	廃棄	本簿冊の内容を確認したところ、県民の方から寄せられたご意見・ご質問への対応に関するものでしたが、都市計画に関する内容のものはございませんでした。またご寄せられたご質問内容について、継続している案件は無く、当課としては、「長崎県文書取扱規定」の保存基準に従った保存期間満了後は、廃棄しても問題ないと判断しています。（「その他10年保存を必要と認める文書」は、「長崎県文書取扱規定」に基づき10年）
158	都市政策課 (県庁舎跡地活用室)	H 24				都市計画区域マスタープラン	10	歴史的文書等の定義（1）にいう、県の政策に関する資料として、保存すべきである。収集基準（14）公共施設等の整備に関する資料であるとも考えられる。	廃棄	歴史的な文書等収集基準の14（公共施設等の整備に関する文書等）に該当する文書としましては、別途「都市計画図書」を歴史的な文書として保存しております。今回ご意見がありました「都市計画区域マスタープラン」につきましては、事務的な内容をまとめた文書ファイルであり、公共施設等の整備に関する資料には当たらないため、廃棄することとしております。
159	都市政策課 (県庁舎跡地活用室)	H 24				長崎県美しい景観形成計画	10	歴史的な文書等の定義（1）にいう、県の政策に関する資料として、保存すべきである。収集基準（14）公共施設等の整備に関する資料であるとも考えられる。	廃棄	「諮問、報告、復命及び調査に関する文書で重要なもの」の保存期間は、「長崎県文書取扱規定」に基づき10年です。当該文書は、他課が主催した会議等の照会について、まちづくり推進室内で報告したものであり、「歴史的な文書収集基準」に該当しないため廃棄としています。
160	河川課	H 24	財務	予算	予算要求書	予算要求書	10	歴史的な文書等の収集基準の9（予算関連）にあたり、保存したほうがよい。年度は異なるが総務文書の財政課では、予算査定書が廃棄予定となっているため。	廃棄	予算要求書の保存期間は「長崎県文書取扱規程」に基づき10年です。河川課の平成25年度の予算要求内容の記録であり「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。
161	建築課	H 29	財務	決算・監査	委員会	H29 委員監査	5	おそらく歴史的な文書等の収集基準の20（監査）に関わる資料であると思われる。監査委員あるいは監査事務局で資料として保全・保存されているかどうか不明であることもあり、部局機関としては保存していくべきだと考える。	廃棄	県の監査に関する書類は所管の監査課で保管しており、当課では保存期間満了で廃棄としています。
162	会計課	H 24	総務	庶務	庁内各課組織	長崎県労働者福祉協議会要請関係綴	10	「長崎県労働者福祉協議会要請関係綴」の簿冊名では内容が不透明なため、協議会での情報公開、情報提供に関する資料の保存・公開がなされない想定されるのであれば、行政文書として積極的に保存していくほうがよいと考える。	廃棄	本文書は、労働者福祉協議会から受理した要請書について、関係部署として保存した文書であり、所管課が文書を所持しているため。「歴史的な文書収集基準」3本文なお書きにより、歴史的な文書として保存する必要がないため、保存期間満了に伴い廃棄としています。
163	会計課	H 24	総務	表彰	表彰	叙勲候補者功績調査	10	収集基準（3）では叙勲 関係文書等があるため、保存する必要があると考えるため。	廃棄	本文書は、所管課から依頼を受け、提出した文書を保存していたものであり、所管課が文書を所持しているため。「歴史的な文書収集基準」3本文なお書きにより、歴史的な文書として保存する必要がないため、保存期間満了に伴い廃棄としています。
164	会計課	H 24	出納	基金	運用関係	H24基金運用債権関係	10	簿冊名では内容が不透明なため、収集基準の（10）起債、補助金及び貸付金に関する文書等に相当するのであれば、保存すべき	廃棄	本文書は、銀行に対して基金の残高証明書の発行を依頼した事務的な文書であり、「歴史的な文書等の収集基準」には該当しないため廃棄としています。
165	会計課	H 29	総務	県議会	議会関係綴	議会関係綴	5	収集基準の（16）県議会の審議経過及び結果に関する文書等に関連するものであれば、保存したほうがよい。	廃棄	議員からの質問に関する資料であり、「歴史的な文書等収集基準」に該当しないため廃棄としています。